

公正競争ワーキンググループ°（第3回）

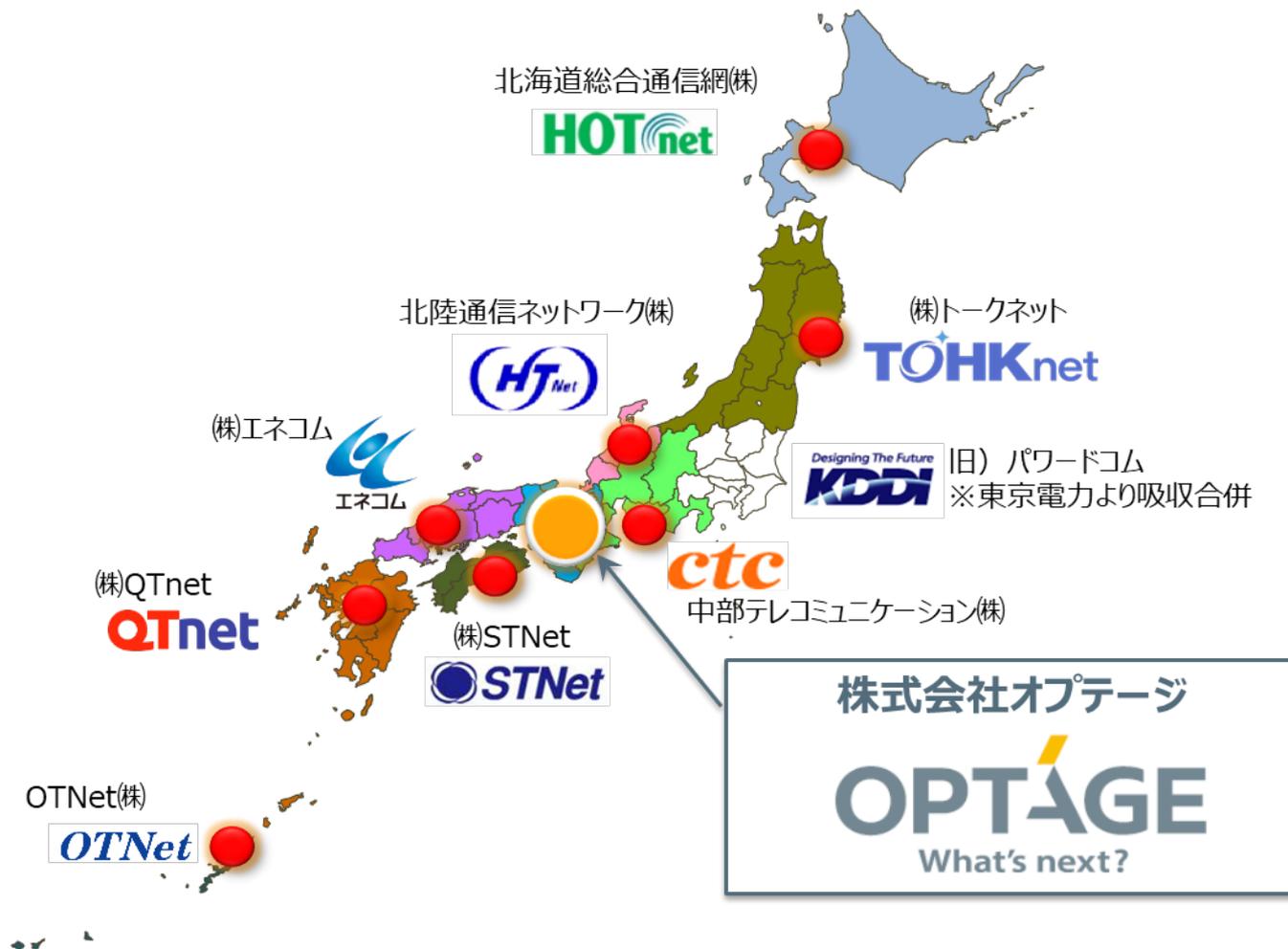
事業者ヒアリング資料

2024年 3月 14日

株式会社オプテージ



- 通信自由化（1985年）以降、電力会社出資により地域系通信事業者が誕生
- 自社で光ファイバ網を構築する自己設置事業者として、光ファイバ網整備の一翼を担い、高品質かつ低廉な情報通信サービスを積極提供



- 関西地域を主としたコンシューマ事業(FTTH、エネルギー)に加え、全国ターゲットのモバイル事業、さらにソリューション事業を展開

FTTH・エネルギー事業 (個人向け)

【関西】
(近畿+福井県一部)



FTTH



● ネット、電話、テレビ



エネルギー



マンション



戸建



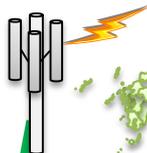
● ホームIoT

MVNO事業 (個人/法人向け)

【全国】



● 格安スマホ (格安SIM)



LaLa Call LaLa Call

● 050通話アプリ



ソリューション事業 (法人向け)

【全国】



- コンサル ● データセンター ● クラウド
- IT基盤構築 ● セキュリティ ● IoT 他

アプリケーション

- RPA、ERP、コンタクトソリューション 他

ICTソリューション

- VPNサービス ● 専用線サービス
- インターネット接続サービス 他



中小・SOHO



携帯事業者



企業、病院
地方自治体
関西電力

サービスオペレーションセンター
(24時間365日監視)

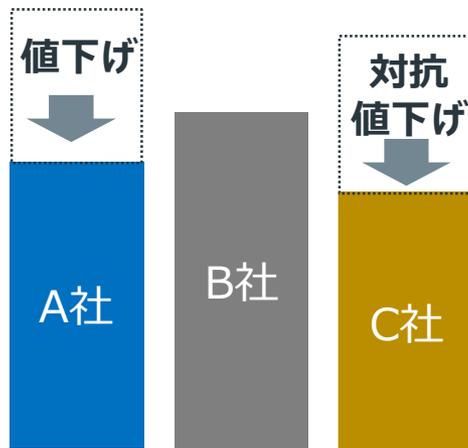
- 情報通信インフラに求められる「エリア整備・維持」、「低廉な料金」、「インフラの強靱化」を実現していくためには、設備競争が必要不可欠

① 整備・維持



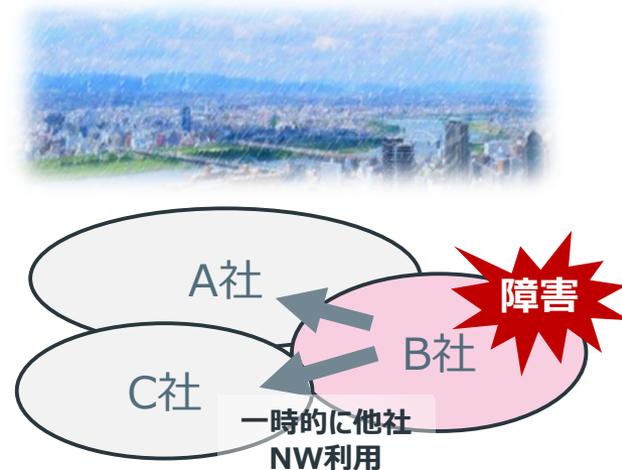
様々な設備事業者がサービスの高度化を図りつつ積極的にエリアを展開

② 低廉な料金

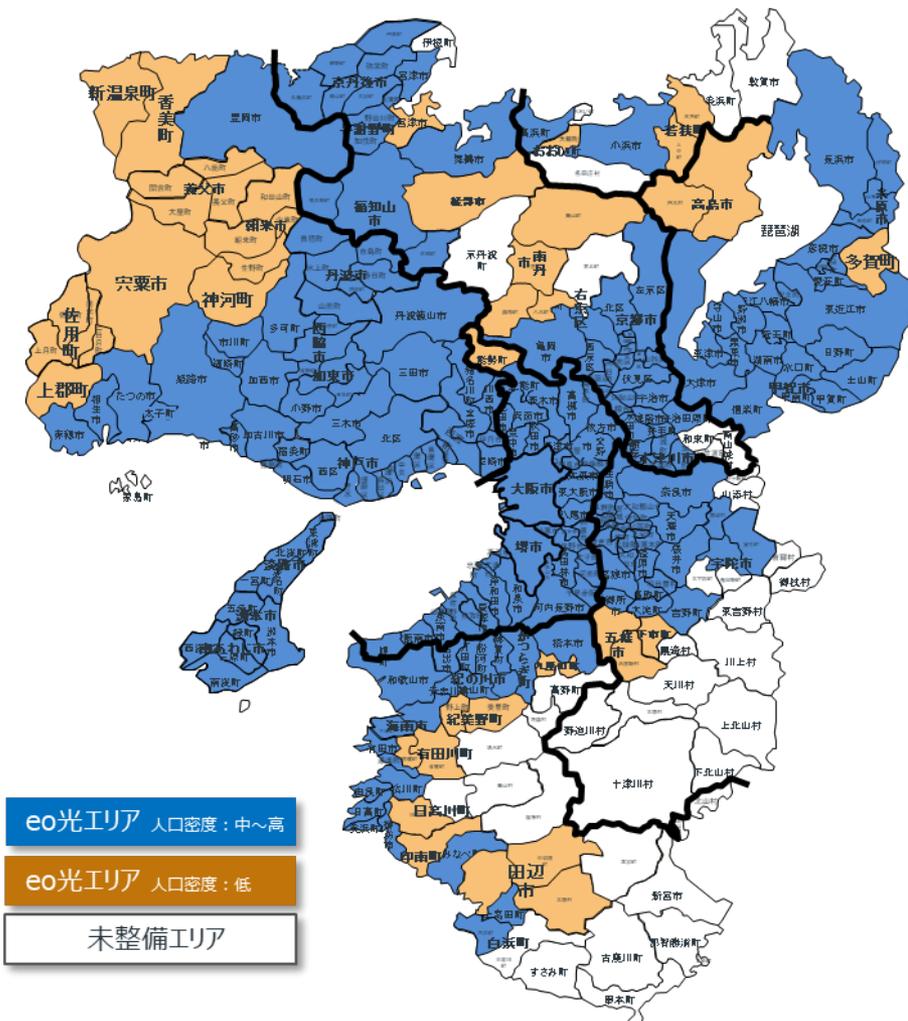


設備競争が機能することで継続的にコスト削減等が促され価格適正性が維持

③ 強靱化



複数のインフラが代替として機能することで、大規模障害等の社会影響を最小限に



- **自己設置事業者**として、関西を中心に **FTTHサービスエリアを順次拡大**
- 世帯カバー率は**96.1%**
- 都市部だけでなく、**それ以外の地域においても、積極的にエリア整備を推進**

都道府県	人口密度が低い (100人/km ² 未満) 市町村
大阪府	能勢町
京都府	綾部市、宮津市、南丹市、笠置町、和東市、南山城村、京丹波町、伊根町
兵庫県	養父市、朝来市、宍粟市、神河町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町
奈良県	五條市、山添村、曽爾村、御杖村、吉野町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
滋賀県	高島市、多賀町
和歌山県	田辺市、紀美野町、九度山町、高野町、有田川町、印南町、日高川町、すさみ町、那智勝浦町、古座川町、北山村
福井県 (一部)	美浜町、おおい町、若狭町

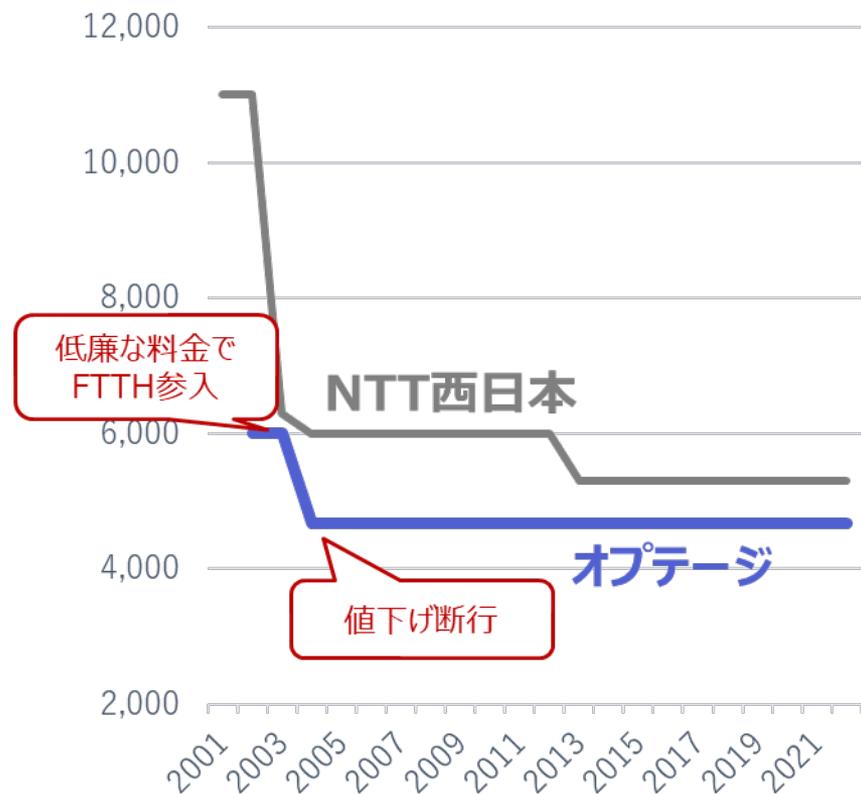
※**太字下線**：弊社光ファイバのカバーエリア (左図の黄色箇所)

※エリア内であっても一部サービス未提供地域あり

- 弊社はFTTH参入当初から料金の低廉化を牽引し、大幅な値下げも断行

料金推移（100メガサービス）

(円：税抜)



※弊社調べ
 ※NTT西日本（フレッツ光）の料金にはISP料金込

料金推移（1ギガサービス）

(円：税抜)



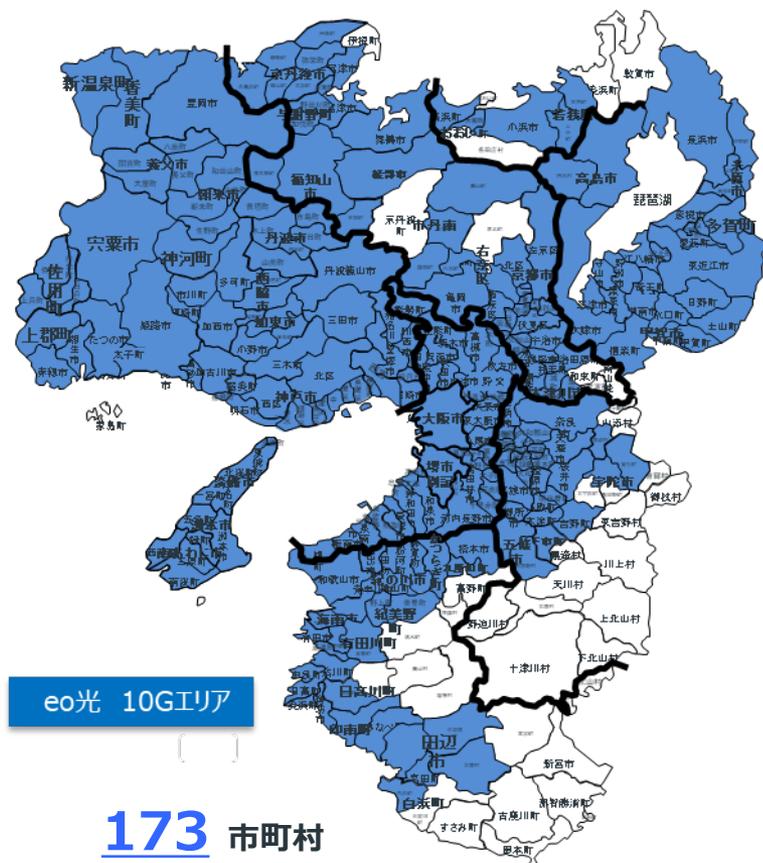
※弊社調べ
 ※NTT西日本（フレッツ光）の料金にはISP料金込

(参考：①・②) FTTH超高速（10ギガ）サービスの展開

- 関西初となる超高速10ギガサービスを他社に先駆けて開始し、積極的な設備投資により提供エリアは関西最大に
- 競合他社（NTT西：7,400円/月※）よりも低廉な料金（5,936円/月）にて提供

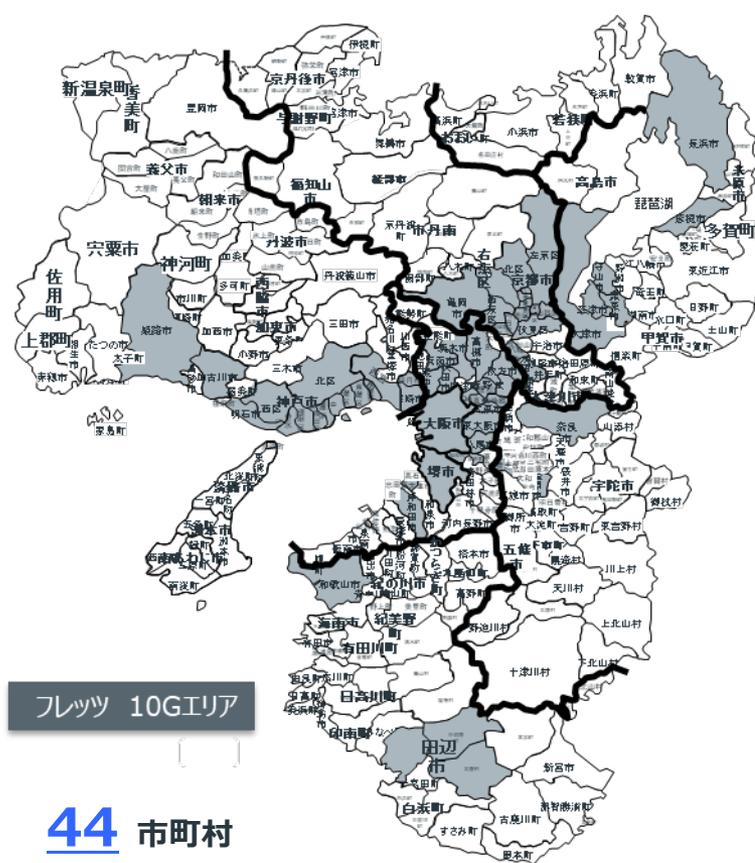
※弊社調べ、ISP料金込

弊社10ギガサービスのエリア展開状況



※エリア内であっても一部サービス未提供地域あり

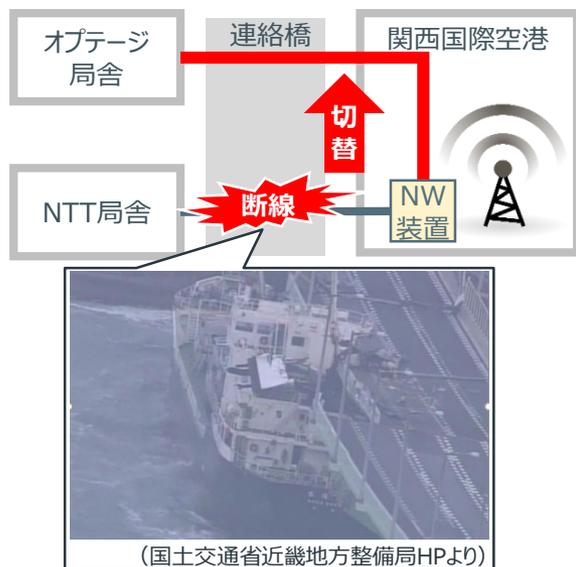
NTT西10ギガサービスのエリア展開状況



(弊社調べ：2023年12月1日時点)

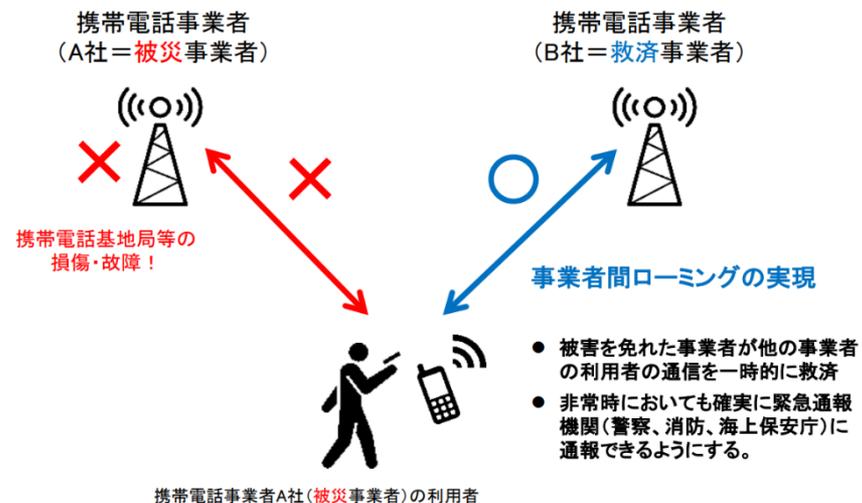
- 複数の事業者の物理インフラが存在することで耐災害性が向上
- インフラのソフトウェア・仮想化が進展し一部の障害が全体に波及することも想定されるとともに、大規模災害等に備え、複数の事業者のネットワークによるダイバーシティ確保の重要性がさらに高まる

耐災害性の向上



2018年の台風21号にて関西国際空港の連絡橋にタンカーが衝突し、NTT回線が断線
弊社回線に切り替えることで早期復旧に寄与

複数事業者によるバックアップ^o



モバイルでは非常時に他事業者のインフラによるバックアップ^o (非常時ローミング) を検討

出典：非常時における事業者間ローミング等に関する検討会（第1回）事務局資料（2022年9月）

**情報通信インフラがあらゆる社会経済活動を支える基盤として
役割を果たし続けていくためには引き続き設備競争が必要不可欠**

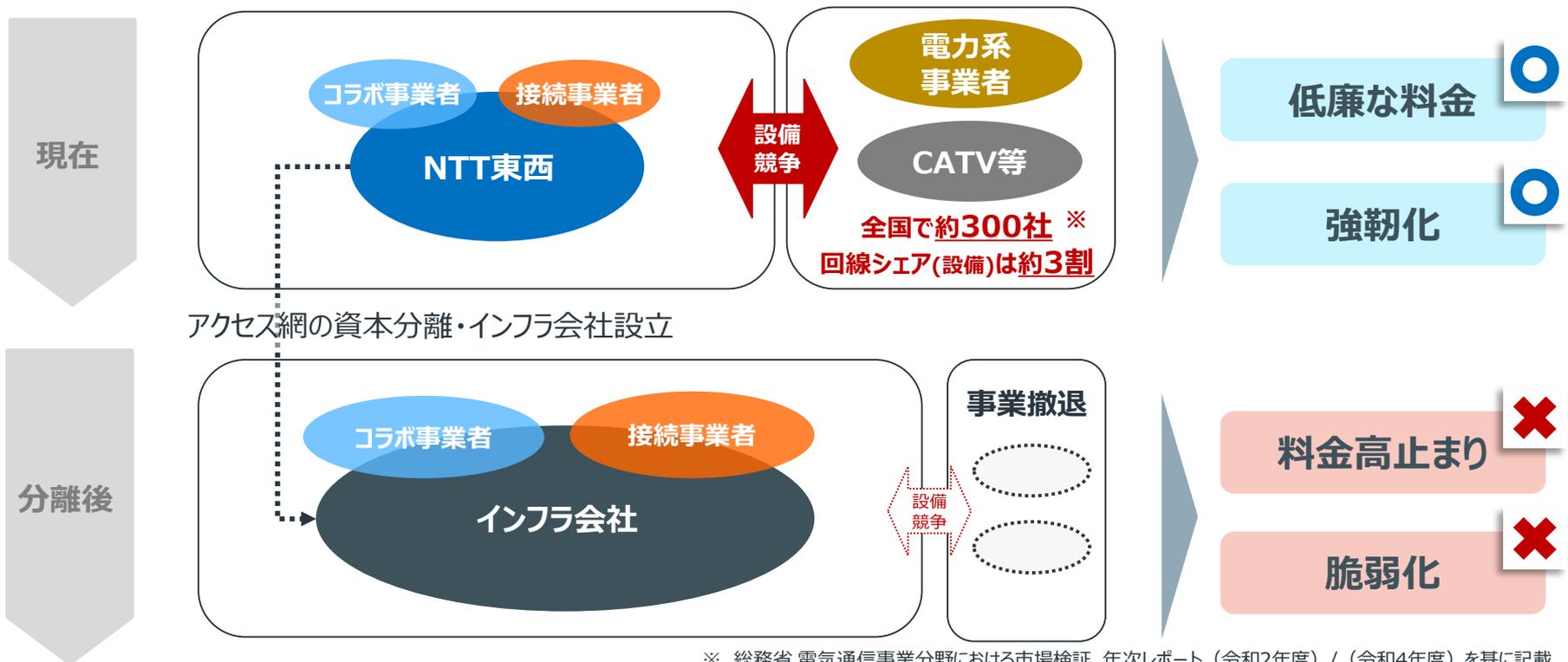
**今般のNTT法等の見直しの議論においては、
設備競争を含めた国内の電気通信市場における公正競争の確保が重要**

**特に、下記の点は公正競争の阻害に繋がる懸念があるため、
慎重な検討を要望**

- ① NTT東西殿のアクセス網の資本分離**
- ② NTT東西殿の統合**
- ③ NTT東西殿の業務範囲の見直し**

① NTT東西のアクセス網の資本分離に係る懸念

- NTT法廃止の条件として、アクセス網の資本分離・インフラ会社設立を主張する意見があったところ、**現在は料金の適正性が確保されている光ファイバが**、インフラ会社の形態・規律によっては恣意的な理由などで、**適正価格を大幅に下回る水準にて提供される可能性は否定できない**と史料
- そのような場合、これまで設備投資をしながら競争してきた**地域の小規模な事業者が追随できないことも想定**され、**我が国の情報通信インフラの一極化が進み、設備競争が減退する可能性**
- 中長期的には**料金の高止まりやインフラの脆弱化など国民へ不利益**を及ぼすおそれ



※ 総務省 電気通信事業分野における市場検証 年次レポート（令和2年度） / （令和4年度）を基に記載

① アクセス網の資本分離に関する弊社考え

- アクセス網の資本分離を主張する背景にある**NTTドコモ等の優遇に係る懸念**は、電気通信事業法等により光ファイバ料金の適正性・提供の公平性が担保されることから、**法規制による措置にて解消可能**
- 設備競争の減退リスクに加えて、多大な移行コスト等が生じる**ものと想定されることから、**アクセス網の資本分離による措置は実施すべきではない**

法規制による措置



電気通信事業法により、光ファイバの料金の適正性・提供の公平性は担保
(両措置の**効果は同等**)



※ NTT東西殿とNTTドコモ殿等との統合禁止を担保する法規制は必要

アクセス網の資本分離による措置



設備競争の
減退・消失リスク

分離・会社設立に
多大なコストと労力



※参考

豪州では、光回線の普及を目的に2009年にアクセス網の分離を実施したが、実施以降、インターネット普及率は向上したものの、料金や通信速度の面で諸外国に劣後している認識

② NTT東西殿の統合に係る弊社考え

- NTT東西殿は現状も事業規模が大きく7割超の回線シェアを有している中、競争政策により事業者間の競争が機能している状況
- NTT東西殿が統合した場合、組織・設備の効率化や調達力の強化など、規模の経済が働き、市場支配力が高まる可能性
- 設備競争の減退に繋がり得るものであることから、NTT東西殿の統合には慎重な検討が必要

組織

- NTT東西殿で重複している管理間接部門等の人員が圧縮され、営業強化へのリソース配分が可能に

設備

- NTT東西殿の設備が統合・効率化され、コスト競争力の強化が可能に

調達

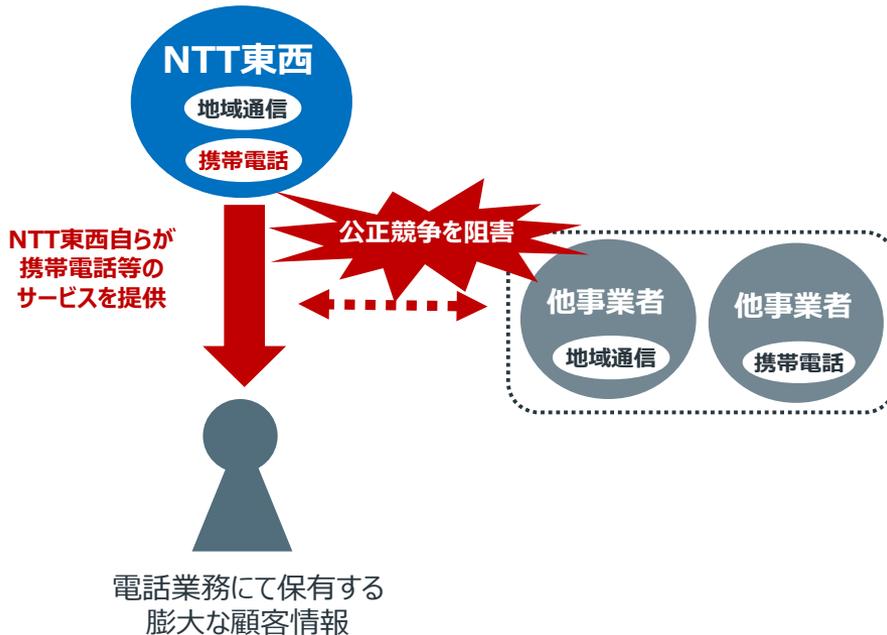
- 個社の調達規模の拡大により、より有利な条件のもと調達が可能に

**NTT東西殿には
規模の経済が働きやすく、
市場支配力が高まることで、
他の設備事業者が
追従できない可能性**

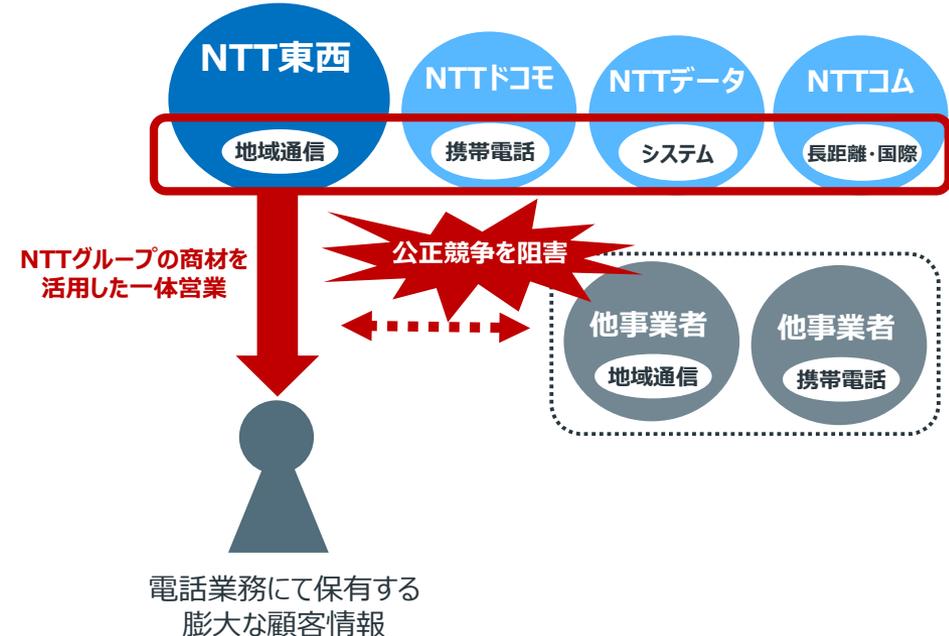
③ NTT東西殿の業務範囲の見直しに係る弊社考え

- 電話業務等により保有する巨大な顧客基盤を活用し、NTT東西殿自らによる携帯電話サービス等の提供や、NTTグループの商材を活用した一体営業等が可能となった場合、光回線とのバンドル提供も想定され、設備事業者間の公正競争を阻害するおそれ
- 公正競争の確保の観点から、NTT東西殿の業務範囲やNTTグループの統合は引き続き法制度により規制することが必要

自らが携帯電話等のサービスを提供



NTTグループの商材を活用した一体営業



- 現在の活用業務は「本来業務のための設備・技術・職員を活用」し、「本来業務の円滑な遂行」と「電気通信事業の公正競争の確保」に支障のない範囲で実施可能と規定
- 地域課題に対するトータルソリューションの提供等、NTT東西殿による地域電気通信業務以外の業務は、活用業務に該当すると認識しており、「本来業務及び公正競争の確保に支障を及ぼさない範囲に限り認められるべき」であり、「範囲の明確化や適正性確認の更なる厳格化が必要」

① **本来業務（自己設置要件）**（メタル電話、ひかり電話、FTTH、光回線等の接続・提供業務（モバイルのイントラネット回線の提供）等）

- 目的業務区域内※の地域電気通信業務（同一県内の通信を媒介する業務）。自己設備での実施が必要。なお、県間をまたがる業務（FTTH等）は、「②活用業務」を組み合わせる実施。

※ NTT東日本の場合における東日本地域、NTT西日本における西日本地域

② **活用業務（事前届出制）**（NGNを利用したクラウドサービスの県間接続、サーバを利用したアプリケーションサービス等）

- 本来業務のための設備・技術・職員を活用して行う電気通信業務その他の業務。
- 事前届出要。「本来業務の円滑な遂行」と「電気通信事業の公正競争の確保」に支障のない範囲で実施可。



③ **目的達成業務（事前届出制）**（他の電気通信事業者の商品の販売・取次、他社料金の回収代行等）

- NTT東西の目的（地域電気通信事業を経営すること）を達成するために必要な業務。事前届出要。

④ **目的達成区域外の地域電気通信業務（事前届出制・自己設置要件）**（実績なし）

- NTT東日本であれば、西日本地域で行う地域電気通信業務。事前届出をした上で自己設備での実施が必要。

- 情報通信インフラがあらゆる社会経済活動を支える基盤として、役割を果たすためには今後も設備競争は必要不可欠
- 設備競争を含めた公正競争の確保の観点から以下を要望
 - ✓ 設備競争を阻害するおそれのある措置を講じることは回避すべき
 - ✓ NTT東西殿の統合には慎重な検討が必要
 - ✓ NTT東西殿の業務範囲やNTTグループの統合は引き続き法制度により規制すべき

OPTAGE
What's next?